



鎌公審議第 1 号
平成13年4月23日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開運営審議会
会 長 金 子 正 史

鎌倉市公文書公開条例の見直し改正のあり方について（答申）

平成12年10月5日付けで諮問された「鎌倉市公文書公開条例の見直し改正のあり方」について、次のとおり答申します。

諮問1 電磁的記録を情報公開制度の対象とすることについて

[答申]

公開の対象を行政文書の外、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を加えることが適当である。

[説明]

・現行条例第2条第1項は、公開の対象を文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む）として、磁気テープやフロッピーディスクなどに記録された電磁的記録を対象としていない。しかし、今日の情報通信技術の進展などに鑑み電磁的記録についても対象文書に含めていくことが適当である。

なお、その際の電磁的記録の写しの交付等については、市における情報化の進展状況を考慮して、その取扱いや方法などを規則等で別に定めることが適当である。

諮問2 公開請求権者の制限を設けないことについて

[答申]

公開請求権者の範囲の制限を設けず、「何人も」とすることが適当である。

[説明]

・現行条例では、公開請求権者は広い意味での市民(第5条)に限定しているが、情報化の進展や社会経済活動の広域化に伴い、一地方公共団体の提供する情報は、誰でも取得し、共有できることが一般化してきており、請求権者に制限を設けることなく、「何人も」とすることが適当である。

諮問3 公開を義務規定とすることについて

[答申]

実施機関は、非公開事由に該当すると判断された情報を除いて、公開する義務があると規定することが適当である。

[説明]

・現行条例では「公開しないことができる」とし、原則公開としながら、非公開情報に該当するとしても、非公開とするかどうかについての判断を実施機関の裁量に委ねることになっているが、非公開情報以外は公開する義務がある旨を明確に規定することが適当である。

諮問4 異議申立てに対する審査の迅速化について

[答申]

実施機関は、不服申立てがあった場合、当該不服申立てを却下するときを除き、決定に至るまでの期間を可能な限り短縮するよう努めることは言うまでもないが、審査の期間を定めることは現状では難しいと考える。

[説明]

・公開制度の本旨に照らして迅速化を図ることは言うまでもなく、期限を定めているところもあるが、審査期間を画一的に限定することは、個別事案の審査という性質から難しいと考える。しかしながら、不服申立人の利益を損なうことのないよう、できる限り速やかに手続きを進めることは必要であり、期間については努力目標として定めてもよいという意見もあり、運用の中で可能な限り迅速に処理されるよう要望する。

諮問5 出資法人等の情報公開の推進について

[答申]

出資法人等の情報公開について、以下の項目を規定することが適当である。
(1) 出資法人等は、自ら情報公開に努めること。
(2) 実施機関は、出資法人等の情報公開に関し、必要な措置を講ずる責務を負うこと。

[説明]

・出資法人等は、市とは別の団体であり、条例上の実施機関に加えることは難しい。しかし、市が出資その他財政援助を行っている市と密接な関係にある出資法人等については、市と同様に情報公開が求められており、各出資法人等が自らその保有する情報の公開に努める旨を規定することが適当である。

また、実施機関には、その関係する出資法人等の情報公開の推進に必要な施策を定めるなどの措置を講ずる責務を課すことが適当である。

・実施機関が出資法人等に対して適切な報告を求めることにより、実施機関に対し取得した情報の公開を求めることができる仕組みを整備、充実することも大切である。

諮問6 その他

[答申]

ア 条例の名称

条例の名称を「鎌倉市情報公開条例」に変更することが適当である。

[説明]

・条例の名称は、公開の範囲を公文書に限らず、電磁的記録を含めるなど、より広い市政情報を対象とし、積極的に情報を公開するとの観点から「情報公開条例」とすることが適当である。

・現行の「公文書」という表現は、「行政文書」とすることが適当である。

イ 知る権利・説明責任

(1) 「知る権利」を条例の理念として明記することが適当である。

(2) 市民に対する市の「説明責任」を明記することが適当である。

[説明]

・現行条例を制定するにあたって、鎌倉市情報公開制度研究会が、情報公開制度の仕組みは「知る権利」を根拠としながらも、本市の市政運営の理念に則したものとして構想されるべきであろうと提言していた。「知る権利」は、現行条例上具体的に明文化されてはいないが、包括的に保障された権利とみることができる。市が情報公開に対する姿勢を示す意味からも、「知る権利」を明記することが適当である。

・行政の公正かつ透明性を確保する観点から、行政がその諸活動を積極的に市民に説明する責任(説明責任)を目的規定に明記することが適当である。

ウ 文書管理

情報公開制度は、適正な文書管理がなされなくては実効性が保てない。したがって適正な文書管理についての規定を新たに設けることが適当である。

[説明]

・本市における文書管理は、現行文書取扱規程により定められている。この規程は、主に行政組織内部に関する事項を定めた訓令である。しかしながら、情報公開制度の運用にあたっては、適正な文書管理は不可欠である。したがって、条例に文書管理についての規定を設けることが適当であり、文書の作成、分類、保存等に関する基準など細目的事項は、できる限り規則で定め、明確にしておくことが適当である。

エ 非公開情報

- (1) 個人情報のうち、職務遂行に係る公務員の職及び氏名などの情報については、公開する旨を規定することが適当である。
- (2) 国等との協力関係についての情報は、非公開情報から削除することが適当である。

〔説明〕

- ・現行条例第6条第1項第1号個人についての情報のうち、公務員の公務に関わる情報に含まれる当該公務員の職及び氏名などの情報については、市民に説明する責務という観点からも運用で公開としてきたが、この際、これを条例に明記することが適当である。
- ・同項第3号国等との協力関係についての情報は、非公開情報の一つの項目とせずに、事務、事業の執行についての情報、法令秘などの他の非公開情報で判断する方が望ましいことから削除するのが適当である。
- ・その他、同項第2号法人についての情報、第4号審議等についての情報、第5号事務又は事業の執行についての情報、第6号社会的障害についての情報、第7号法令秘情報の非公開情報についても、公開制度の趣旨からできるだけ限定して判断することが適当である。

オ 裁量的公開

公益上の理由による裁量的公開の規定を設けることが適当である。

〔説明〕

- ・非公開情報に該当する場合であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公益上特に必要があると認められる場合、実施機関は裁量的に公開をすることができる規定を設けることが適当である。
- ・この規定を適用するにあたっては、非公開情報の規定による保護利益を不当に侵害することのないよう慎重な取扱いが必要である。

カ 存否に関する情報

行政文書の存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになり、保護されるべき利益が害される場合に、情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できる旨の規定を設けることが適当である。

〔説明〕

- ・例えば、特定の個人の情報が含まれた行政文書が存在するか否かを明らかにするだけで、その個人の保護されるべきプライバシーが損なわれる場合があり得る。このような情報に対する公開請求があった場合は、請求に係る行政文書に記録された情報を保護するため、当該行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求に係る行政文書の存否の応答を拒否できる規定を設けることが適当である。また、存否応答拒否は行政処分として異議申立ての対象とすることが必要である。

キ 文書不存在

行政文書の不存在についての取扱いは、現行事務取扱要領に規定されているが、これを明記することが適当である。

[説明]

・本市の現行の制度においては文書が存在しない場合、不存在通知も行政処分として異議申立ての対象としているが、これを条例に明記することが適当である。

ク 第三者に対する意見書の提出機会の付与

第三者に対する意見書の提出機会の付与については、現行事務取扱要領に規定されているが、これを明記することが適当である。

[説明]

・現行では、対象文書に個人、法人等に関する情報が記載されている場合、公開決定等にあたって、当該第三者に意見聴取を行う取扱いをしているが、これを条例に明記することが適当である。

ケ 審査会の調査・審議権限

審査会の調査・審議権限の充実を図るため、インカメラ審理、ヴォーン・インデックス等の手法を取り入れていくことが適当である。

[説明]

・審査会の調査、審議権限については、昨今の情報公開制度の運営にあたり、より充実した手続きとするため、インカメラ審理、ヴォーン・インデックス等の手法については、審査会の審議に必要不可欠なものであることから、これらについては、今後、積極的に取り入れていくことが適当である。